



みくには
ハートに愛

みくに労務管理事務所便り

新年度がスタートしました。
 今月は、健康保険、介護保険、雇用保険の保険料の変更があります。
 HPにも新料率を掲載しています。ご確認ください。

2017年4月1日発行

連絡先：〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

厚生労働省公表の「受動喫煙対策強化案」

のポイント

◆違反した喫煙者・事業者に過料

厚生労働省が3月1日、東京五輪・パラリンピックに向けて、受動喫煙対策の新たな規制強化案を公表しました。

飲食店は原則禁煙とし、例外として喫煙できるのは小規模なスナックやバーなどに限定するなど骨子で、違反した喫煙者が行政指導に従わない場合には30万円以下、事業者が従わなかった場合には50万円以下の過料を科すとしています。

同省は強化案を踏まえた健康増進法の改正案を今国会に提出する予定で、2019年秋に日本で開催されるラグビーワールドカップまでの施行を目指します。

◆「努力義務」から「義務化」へ

日本の受動喫煙対策はこれまで努力義務にとどまり、世界保健機関（WHO）からは「世界でも最低レベル」と厳しく批判されてきました。

このため、新たな規制強化案では受動喫煙対策を義務化します。

禁煙の範囲は、小中高校や医療機関は最も厳しい敷地内禁煙とし、官公庁や福祉施設などは建物内禁煙とします。運動施設も建物内禁煙としますが、コンサートが行われるなど興行目的でも利用される場合は喫煙室の設置を認めます。

◆小規模なバーなどは一定の条件下で例外に

飲食店は屋外のテラス席も含め禁煙としますが、喫煙室の設置は認めます。居酒屋や焼鳥屋などについても、家族連れや外国人観光客の利用を想定し、対策を徹底することとしました。

一方、例外として小規模なバーやスナックなどでは、「受動喫煙が生じうる」との掲示や換気を条件

に喫煙を認めます。面積が約30平方メートル以下の店が候補で、法案成立後に政令で定める予定です。

なお、ホテルの客室や老人福祉施設の個室なども喫煙は可能です。

◆5年間の経過措置

また、今回の規制強化案では、既存の喫煙室については施行後5年間、排気装置などで一定の基準を満たせばそのまま使用を認める規定を盛り込みました。

飲食店など喫煙室の設置が認められている施設だけでなく、医療機関や官公庁なども対象にしています。

ただし、禁煙ではなく分煙を推進すべきだとの意見は根強く、調整は難航する可能性があります。

4月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

5月1日

- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未滿、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発進しています。
 ホームページ：<http://www.e-392.com/>
 (QRコードは右記)



建設業許可の種類について

Q 当社は前橋市内にて主に住宅メーカーの下請で内装業を営んでおります。現在、内装仕上工事業の建設業許可の取得を検討しております。建設業の許可には種類があると聞きました。許可の種類によって、工事を施工する場所や、請負金額に制限があるのでしょうか。

A 建設業許可の種類には、知事許可と大臣許可、そして、一般建設業と特定建設業という区分があります。建設業の会社案内等で、知事許可（般・28）第123号や大臣許可（特・28）第123号という許可番号を目にするかと思えます。これは、建設業の種類と区分を表しています。

まず、知事許可と大臣許可の違いについて説明します。1つの都道府県だけに営業所を置く場合は知事許可、2つ以上の都道府県に営業所を置く場合は大臣許可が必要になります。例えば、群馬県内に本店（営業所）が1つの場合や、群馬県内に営業所が複数箇所がある場合には群馬県知事許可が必要になります。また、群馬県内の本店と東京に営業所を設ける場合は、大臣許可が必要になります。工事の施工地域は、どちらの許可であっても、全国どこでも施工することができます。

次に、一般建設業と特定建設業の区分について説明します。基本的には、どちらの区分であっても請負金額には制限はありません。異なるのは、注文者より直接工事を請け負った元請工事1件について、下請に発注できる代金の合計金額です。元請として請け負った工事1件について、下請に出す工事の総額が4000万円以上（建築一式工事は6000万円以上）となる場合に特定建設業許可が必要となります。下請に出す総額は、複数の下請業者に出す場合には合計金額により判断し、その金額には消費税も含まれます。特定建設業許可は、一般建設業許可に比べ、技術者、財務内容等において厳しい要件が求められています。その背景には、規模の大きい工事では、自社ですべて施工を行うことは困難となり、下請業者に発注することが想定されるために、元請が、下請業者の保護や工事の適正さを監理する必要がある、という意図が含まれています。すべて自社施工で工事を行う場合や、下請に出すとしても、小規模で4000万円未満の場合には特定建設業許可は必要ありません。

特定建設業許可が必要になるのは、元請工事のみで、例えば、貴社が元請ではなく、1次下請業者として工事を請負、さらに2次下請業者に4000万円以上の工事を請け負わせる場合には、特定建設業許可は必要ないということになります。